

2019年6月28日
株式会社ゼウス

ゼウス、「キャッシュレス・消費者還元事業」における キャッシュレス加盟店支援事業者の登録完了のお知らせ

総合フィンテックソリューション企業である SBI FinTech Solutions 株式会社の子会社で決済サービス事業を手がける株式会社ゼウス（本社：東京都渋谷区、代表取締役：三文字正孝、以下「ゼウス」）は、経済産業省が推進する「キャッシュレス・消費者還元事業」において、キャッシュレス加盟店支援事業者（B型決済事業者）として登録が完了いたしましたので、お知らせいたします。また、それに伴い準備が整い次第、対象加盟店様からの参加申請受け付けを開始いたします。

■「キャッシュレス・消費者還元事業」とは

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

詳細はこちらをご覧ください。

<https://cashless.go.jp/>

■ゼウスの取り組みについて

ゼウスは、キャッシュレス加盟店支援事業者として、中小・小規模加盟店様から本事業への参加申請を受け付け、補助金事務局に登録を行います。さらに、補助金事務局を通じて加盟店様への手数料や決済端末導入の補助を実施します。

【実施期間】

2019年10月1日～2020年6月30日まで（9カ月間）

【対象加盟店様】

本事業に参加申請し、補助金事務局にて登録受理された中小・小規模加盟店様^{※1}

【対象決済手段】

クレジットカード決済サービス（対面、非対面）

【補助内容】

- ① 決済サービス手数料 3.25%以下への引き下げ、さらに国が引き下げ後の決済サービス手数料の3分の1を補助^{※2}
- ② 店舗向け決済端末を中小・小規模加盟店様の負担ゼロで導入可能（ゼウスが決済端末導入費用の3分の1を、国が残りの3分の2を補助）

補助内容の詳細および参加申請の受け付けについては、こちらをご覧ください。

<https://www.cardservice.co.jp/cashless/>

ゼウスは、今回の「キャッシュレス・消費者還元事業」への登録を通じて、キャッシュレス決済のさらなる普及促進に貢献するとともに、今後もより一層、安心・安全で利便性の高い各種サービスを拡充し、全てのお客様に充実したサービスを提供できるよう努めてまいります。

NEWS RELEASE



※1 中小・小規模加盟店の定義は、「補助対象となる中小・小規模事業者の範囲」（経済産業省 公表資料）をご確認ください。https://cashless.go.jp/assets/doc/chusyo_teigi.pdf

※2 実施期間中に対象決済手段においてお取引した決済分が補助の対象となります。

【会社概要】

会社名 : 株式会社ゼウス
代表 : 代表取締役 三文字 正孝
本社 : 東京都渋谷区渋谷 2-1-1 青山ファーストビル 9F
設立 : 1994年11月14日
事業内容 : 決済サービスプロバイダ
URL : <https://www.cardservice.co.jp>

【本リリースに関するお問い合わせ先】

■株式会社ゼウス 営業統括本部
TEL : 03-3498-9030 Email : sales@cardservice.co.jp